

議員提出第12号議案

議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する
条例

1 提案理由

人事委員会の勧告の主旨を踏まえ、議員の期末手当の支給割合について所要の改正を行う必要がある。

2 条例の概要

期末手当の支給割合の改正

(1) 平成30年度

支給月	改正後	改正前
12月	100分の170	100分の165

(2) 平成31年度以降

支給月	改正後	改正前
6月	100分の160	100分の150
12月	100分の160	100分の170

3 施行期日等

公布の日から施行し、2の(1)については、平成30年12月1日から適用する。ただし、2の(2)については、平成31年4月1日から施行する。